

発議第8号

北朝鮮の三度目の核実験に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年3月22日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

北朝鮮の三度目の核実験に抗議する決議

北朝鮮は、2月12日、国際社会の警告を無視し、核実験を強行した。

平成18年及び平成21年と過去2回の核実験の際にも、国際社会は強く非難した。しかしながら、昨年12月に「人工衛星」と称するミサイルを発射し、我が国を含む国際社会に重大な脅威を与えたばかりであるにもかかわらず、今回3回目となる核実験が行われたことは、これまでの関連する国連安保理決議にも明らかに反するものであり、国際社会に対する重大な挑戦である。

我が国は、広島・長崎への原子爆弾投下によって、多くの尊い人命が失われ、多大な犠牲を経験したことから、流山市としても昭和62年に平和都市宣言を行い、武力による紛争をなくし非核三原則をまもり、すべての核兵器をすてること、世界平和確立を訴えている。

今回、北朝鮮が核実験を強行したことは、こうした市民の願いや国際社会のルールや秩序を無視した暴挙であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものとして断じて容認することはできない。

よって、流山市議会は、今回の北朝鮮の核実験に対し、厳重に抗議するとともに、政府は国連をはじめ、関係諸国と連携し、断固とした対応をとるよう強く求める。また、核実験による環境面への影響についても十分な調査を行うなど、国民の不安を払拭するよう適切な対策を講じることを求める。

以上、ここに決議する。

平成25年3月22日

千葉県流山市議会